

こうのとりさん応援事業について

こうのとりさん応援事業とは・・・

今まで「一般不妊治療」と「特定不妊治療」の費用助成を別々に行っていましたが、申請書や医療機関からの提出書類を一本化し今までと同じ条件で治療費の助成を行い、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成するものです。

1. 対象者 次のすべての要件を満たす方です。

- (1) 法律上婚姻をしている夫婦か又は事実婚の夫婦で医療保険加入者
- (2) 夫婦の両方が山都町に住所を有し、居住していること
- (3) 治療期間の初日における妻の年齢が一般不妊治療は41歳未満、生殖補助医療(従来の特特定不妊治療)では43歳未満であること
- (4) 夫婦及び同一世帯員に町税等の滞納がないこと



2. 対象治療 不妊検査、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精、男性不妊治療

3. 助成金額及び回数

- (1) 一般不妊治療に係る費用から保険適用分を除き、自己負担した費用の額とし、夫婦1組につき3万円を限度に助成します。第2子以降、再度助成します
- (2) 生殖補助医療に係る費用から保険適用分を除き、自己負担した費用の額とし夫婦1組につき5万円を限度に助成します。妻の治療開始年齢により助成回数が異なります(40歳未満の場合、6回まで、40歳以上の場合、3回まで)
- (3) 妻の治療と一緒に夫が男性不妊の手術を行った場合、5万円を限度に1回助成します

4. 申請の流れ

申請書を提出する

不妊治療が終了した日から10か月以内に、下記の申請書等の書類を提出してください

- ① こうのとりさん応援事業交付申請書(様式第1号)
- ② 医療機関の領収書
- ③ 不妊治療医療機関証明書(様式第2号)と必要に応じ不妊治療医療機関(薬局)証明書(様式第3号)
- ④ 事実婚の夫婦の場合は、住民票、申立書(様式第4号)

決定通知を受け取ったら、請求書を提出する

こうのとりさん応援事業交付請求書には、助成金振込先を記入していただく必要があります。通知から30日以内に提出してください



《申請・問合せ先》

山都町役場健康ほけん課健康づくり係	電話 72-1295
清和支所住民福祉係	電話 82-2112
蘇陽支所住民福祉係	電話 83-1112